

群馬県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

第2 貸付対象

貸付の対象となる者は、県内に住所を有している者であって、次の1又は2において、各号のいずれにも該当する者とする。

1 高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第31条の10において準用する同法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者
- (2) 養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者
- (3) 高等職業訓練促進給付金の支給機関から推薦を受ける者
- (4) 同種の修学資金を他から受けていない者及び受ける予定のない者

2 住宅支援資金

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

- (2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は、貸付対象外とする。

第3 貸付の種類及び貸付額

1 訓練促進資金

- (1) 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職

準備金とする。

- (2) 貸付額は、入学準備金については 500,000 円以内とし、就職準備金については 200,000 円以内とする。
- (3) 原則、保証人を立てるものとし、その場合は無利子とする。
保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年 1.0 パーセントとする。

2 住宅支援資金

- (1) 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として原則 12 か月の範囲内で貸し付けるものとする。
- (2) 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限 4 万円）とする。
- (3) 住宅支援資金の利子は無利子とする。

第 4 連帯保証人

第 3 の 1 (3) の連帯保証人は、訓練促進資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 10 の規定による延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が未成年である場合には、連帯保証人は 2 人必要であり、そのうち 1 人は法定代理人でなければならない。

第 5 貸付契約の解除

- 1 群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、貸付契約の相手方（以下「貸付を受けている者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため、修学又は就業の見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) その他訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、貸付を受けている者が訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第 6 返還の債務の当然免除

1 訓練促進資金

会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き（他種の養成機関等における修学、

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。) 業務に従事したとき。

- (2) (1) に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 住宅支援資金

会長は、住宅支援資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。

- (2) (1) に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第7 返還

1 訓練促進資金

訓練促進資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、一括又は月賦等均等払により返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

- (2) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第6の1(1)に規定する業務に従事しなかったとき。

- (3) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関修了後、第6の1(1)に規定する業務に従事したものの離職し、再就職のための求職活動期間が通算1年を超過したとき。

- (4) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、第6の1(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 住宅支援資金

住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、一括

又は月賦等均等払により返還しなければならない。

- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付終了後、1年が経過したとき。
- (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第8 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 裁量猶予

- (1) 会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ア 第6の1(1)に規定する業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

- (2) 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ア 第6の2(1)に定める就業期間中であるとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第9 返還の債務の裁量免除

1 訓練促進資金

会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 第6の1(1)に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

上記（１）及び（２）に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものとする。

また、上記（３）に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が第６の（１）に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付を受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとし、この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないこととする。

２ 住宅支援資金

会長は、住宅支援資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- （１）死亡、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

- （２）長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

第 10 延滞利子

会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者が正当な理由がなくて訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 11 関係機関との連携

事業実施に当たっては、高等職業訓練促進給付金等事業の実施機関（各市及び各保健福祉事務所）及び母子・父子自立支援プログラム策定機関、並びに母子・父子自立支援員、群馬県担当課と緊密な連携を図り、ひとり親の資格取得を支援するものとする。

第12 借受人等の責務

- 1 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者及び連帯保証人は、会長、高等職業訓練促進給付金の支給機関又は母子・父子自立支援プログラム策定機関から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

なお、住宅支援資金の貸付を受けた者が自立に向けて意欲的に取り組んでいる状況については、母子・父子自立支援プログラム策定機関より、当該プログラムの「経過記録」の写しの提供を求めることにより確認するものとする。

第13 会計経理

- 1 社会福祉協議会は、この事業に関する特別会計を設け、この制度の会計経理を明確にするものとする。
- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
事業廃止年度以降、社会福祉協議会は毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金に相当する金額を群馬県に返還するものとする。

第14 その他

この要綱は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」（平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知）及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」（平成28年3月7日付雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

なお、この事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると群馬県が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月9日から施行する。

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年6月15日から適用する。

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。